

健康を支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費にあてる助け合いの制度です。

平成31年度の国民健康保険料は、加入者の医療給付費にあてる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護給付金に係る介護分(40歳~64歳の人)を合わせた額(表1)です。

6月に保険料の納付通知書を送付します。納期は6月末から来年3月までの10期割です。必ず納期内に納付してください。口座振替の人は自動的に振替します。

■納付通知書

6月に保険料の納付通知書を送付します。納期は6月末から来年3月までの10期割です。必ず納期内に納付してください。口座振替の人は自動的に振替します。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出をすれば口座振替に変更することもできます。天引き対象外の保険料は、口座振替や金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

国保の各種届け出や保険料を納める義務は、世帯主にあります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯の中に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うこととなります。このような国保の加入者でない世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。この場合、世帯主の所得は保険料計算の対象にはなりません。

平成31年度国民健康保険料が決定

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計となります。平成31年度から法律等の改正により、軽減対象世帯が拡大され、賦課限度額が引き上げとなります。

■平成31年度保険料率 (表1)

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.66%	2.91%	2.55%
均等割	25,639円	9,499円	9,116円
世帯平等割	18,746円	6,945円	4,639円
賦課限度額	61万円	19万円	16万円

■法定軽減対象の基準額の変更について

低所得者の負担軽減のため、下表のとおり法定軽減(均等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、対象が拡大されます。

法定軽減	平成31年度	平成30年度
5割	33万円+28万円×被保険者数	33万円+27万5千円×被保険者数
2割	33万円+51万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数

※世帯主と、国保加入者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減対象になります。
※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)を含みます。
※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

■保険料算出の例

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳の人)に該当する場合。

世帯の所得	法定軽減	保険料
33万円	7割	56,700円
145万円	5割	241,490円
237万円	2割	418,920円
300万円		539,400円
400万円		670,600円

■旧被扶養者減免制度の見直しについて

旧被扶養者に対する減免制度の均等割および世帯平等割の減免を受けられる期間について、当分の間となっていたものが、この度、資格取得日の属する月以降2年の間に変更となりました。その為、平成29年4月以前に資格を取得した旧被扶養者は、平成31年4月より減免の対象となりません。詳細については、納付通知書に同封しているチラシをご確認ください。

なお、所得割の減免については、見直しの対象となりません。

平成31年4月分から 保険料の軽減率変更

後期高齢者医療保険料は、①全員に納めていた大口定額部分(均等割)と、②所得に応じて納めていた大口部分(所得割)があります。保険料の軽減措置は、平成31年4月分から軽減率に変更になりました。軽減率の通知は7月中旬に送付します。

後期高齢者医療

元被扶養者の軽減 平成30年度の均等割は、特例的に資格取得後3年目以降も均等割軽減されていましたが、平成31年度から3年目以降の軽減が廃止されます。ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、均等割の軽減が受けられます。対象 元被扶養者とは制度加入の前日まで、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人(国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません) 詳しい保険料の納付方法などは、広報やわた7月号でお知らせします。

問国保医療課医療係(☎983-2976)

問国保医療課国保係(☎983-2962)、税務課収納係(☎983-2698)

国民健康保険料等の負担を軽減

■非自発的失業者の 保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。
①離職時点65歳未満
②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

▽雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードを確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

▽給与所得以外の所得や、失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例)平成30年3月31日から31年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成31年度までの保険料と離職月の翌月から令和2年7月までの高額療養費負担限度額等

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

■一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見書により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額に885分の990を乗じた額に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額に885分の990を乗じた額未満の場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

問国保医療課国保係(☎983-2962)

国民健康保険 運営協議会委員募集

「八幡市国民健康保険運営協議会」の委員を募集します。同協議会は、市長の諮問に応じて国民健康保険事業の予算、決算、条例の改廃など国民健康保険の運営に関する内容について協議し、答申を市長に提出します。▽対象 市内在住で八幡市国民健康保険に加入の被保険者 ※市が設置している他の審議会等の市民公募委員は対象外です。

▽任期等 令和元年9月1日から令和4年8月31日まで。任期中、委員として平日の昼間(半日)に開催予定の協議会に出席していただきます。

▽募集人数 2人
▽応募方法 「国民健康保険制度について思うこと」をテーマにした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、(〒614-8501 八幡市役所)国保医療課へ郵送または直接提出。 ※提出された小論文は返却できませんのでご了承ください。
▽締切日 6月28日(金) (必着)
▽選考方法 小論文で審査。